東社協会計研修会参加者さま

平成 28 年 2 月 1 日

東京都社会福祉協議会
会計決算実務研修会
講師　宮内　眞木子

＜業務運営・財務運営の在り方について＞

社会保障審議会・福祉部会において、平成 26 年 9 月 30 日、同年 10 月 7 日、同年 10 月 16 日、平成 27 年 1 月 16 日に表題のテーマが議論されました。「社会福祉法人の財務規律について」として「公益性を担保する財務規律」として以下の 3 点が示されています。

①適正かつ公正な支出管理
②余裕財産の明確化
③福祉サービス・地域公益活動への再投下

「適正かつ公正な支出管理」の一環には、社会福祉事業の継続に必要な財産の保持は考慮されなければなりませんが、当該「事業継続に必要な財産」として以下の 3 点が挙げられています。

ア）事業に活用する土地、建物等
イ）建物の建替、修繕
ウ）手元流動資金

社会福祉法改正案に新設された第 6 章第 7 節（社会福祉充実計画）の第 55 条の 2 第 1 項は、「社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、当該会計年度の前会計年度の末日において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。」としています。

「一　当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
二　基準日において現に行つている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額」

ご覧の通り第 2 号に係る省令が示されないと、社会福祉充実計画の財源となることができる金額の計算はできませんが、上段の社会保障審議会・福祉部会が先に示した指針からイ）＝施設整備等積立金、及びウ）＝運転資金を計算し、期末において積立資産とすることができる財源と比較してその過不足を算定するエクセルシートを作成してみました。

各拠点区分において、「施設整備等積立金」を計上する場合のエビデンスとなる計算シートです。

ダウンロードできる計算シートは以下の「簡便法」と「原則法」の二つです。

「簡便法シート」は建物と建物附属設備を区分していなくても概算の計算ができます。

「原則法シート」は建物と建物附属設備が区分されてそれぞれの計算ができる場合に適合しています。各拠点における会計の実情に合わせて選択して下さい。

もう一つのエクセル表は、全国老施協の仙台大会で紹介した簡便法のシートを、「改訂:社会福祉法人会計の実務　第４編」(東社協発行) の 282 頁に掲載した決算書モデルの数値を使って作成したサンプルです。簡便なものですが記載された金額を確認することにより、計算ステップの理解に役立つはずです。

毎期の決算において積立必要額を算定し、適正な「施設整備等積立金」を計上することは、平成 25 年 10 月の会計検査院による「特養等の社会福祉施設が必要な積立金を持っていない。厚生労働省において都道府県等に対して次のとおり技術的助言等を行うよう意見を表示する」とした提案に従って、平成 26 年 6 月 30 日付、老発第 188 号老健局長通知において努力規定として示されているところです。

万一、計算結果が「必要な積立金に対して積立資産が足りない。」場合には、積立資産が不足するために積立必要額の積立金が全額計上できないことを意味しますから、「積立不足状況」であることと、その不足額についても、拠点区分の注記の№12「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に記載することをお勧めします。

また、当該拠点区分の注記№12 には内部留保の非難を歪んだ方向へ拡大してしまった原因でもある**「国庫補助金等特別積立金取崩累計額」**も併せて注記しましょう。